

石岡市石岡セレクト認証ロゴマーク使用規程

(令和3年7月26日石岡市告示第470号)

(趣旨)

第1条 この告示は、石岡市石岡セレクト認証ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示においてロゴマークとは、石岡市の豊かな自然、文化及び歴史を背景とした産業などの地域資源を活用した地域ブランドを確立し、地域経済の活性化及び市の魅力発信に寄与するため優れた産品を普及させることを目的に制定された別図に定める図柄をいう。

(ロゴマークに関する権限)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、石岡市に帰属する。

(使用承認の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用開始の15日前又は市長が定める期日までに、石岡市石岡セレクト認証ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 石岡市が関係する公共的団体が使用するとき。
- (2) その他市長が適当と認めるとき。

(使用承認の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、内容が適正であると認められるときは、使用の承認を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 石岡市のPRという趣旨に反する恐れがある場合
- (2) 石岡市の品位を傷つけ、又は傷つける恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用される恐れがある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用させる恐れがある場合
- (6) 石岡市の事業又は石岡市の認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある

場合

- (7) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (8) その他承認することが不相当と認められる場合

(使用の期間)

第6条 ロゴマークの使用期間は、原則として承認を受けた日から1年間とする。

- 2 使用期間満了後において、引き続きロゴマークを使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用の承認を受けなければならない。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の条件)

第8条 市長は、承認の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
- (2) 承認された用途のみに使用し、市長の指示する使用条件に従うこと。
- (3) 使用に係る物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (4) 使用の承認を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (5) ロゴマークを使用するものが、使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償すること。
- (6) その他各種の法令を遵守すること。

(承認の決定の通知等)

第9条 市長は、承認の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を石岡市石岡セレクト認証ロゴマーク使用決定通知書（様式第2号）により、申請者に対し通知するものとする。

- 2 市長は審査の結果、承認することが適当でないと認める場合は、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(承認内容の変更)

第10条 ロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認された内容について変更しようとするときは、石岡セレクト認証ロゴマーク使用承認変更申請書（様式第3号）を市長へ提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請の内容が適正であ

ると認めるときは、その承認をするものとし、石岡市石岡セレクト認証ロゴマーク使用変更決定通知書（様式第4号）により、使用者に通知するものとする。

（承認の取消し）

第11条 市長は、ロゴマークがこの告示又は承認内容に反して使用されたときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により使用の決定を受けたとき。
- (2) 使用の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (4) 特に市長が必要あると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、石岡市石岡セレクト認証ロゴマーク使用承認取消し通知書（様式第5号）により、使用者に対して通知するものとする。

3 前項の規定により承認を取り消された者は、取消しがあった以降、当該承認に係る物件の使用、配布及び掲示等を行ってはならない。

4 第2項の規定による承認の取消しにより、使用者に損害が生じても、石岡市は一切の責任を負わない。

（責任の制限）

第12条 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、使用者が速やかに対処するものとし、石岡市は一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別図（第2条関係）



ISHIOKA  SELECT

いしおかセレクト